

## 京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（抄）

### （公募）

第2条 市長、公営企業管理者又は教育委員会（以下第15条までにおいて「市長等」という。）は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設（以下「指定施設」という。）の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- （1） 指定施設の概要
- （2） 申請することができる団体の資格
- （3） 申請を受け付ける期間
- （4） 申請に必要な書類
- （5） 第4条第1項の規定により同項に規定する指定候補者を選定する基準
- （6） 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （7） 指定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- （8） 指定管理者に指定しようとする期間
- （9） その他市長等が必要と認める事項

### （委員会）

第16条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、第2条本文の規定による公募、同条ただし書又は第4条第1項の規定による指定候補者の選定及び指定施設の管理に関する事項について、市長等の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、委員会を置くことができる。

### （委員会の組織）

第17条 委員会は、それぞれ委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年以内においてそれぞれの委員会ごとに市長等が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第19条 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第20条 委員会は、特定の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

第21条 第16条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長等が定める。